

第 3 章 施策内容



第1節 生産 ～魅力あふれる厚木の農業～

1 中核的経営体への支援

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度の周知徹底を図り、意欲ある企業的経営感覚に優れた農業者の確保・育成対策を推進するとともに、企業やNPO法人等の参入を含む新規参入の促進・定着を図ります。

また、中核的経営体の体質強化のため、若手生産者への新規就農段階からの体系的な支援、認定農業者等への農地集積等を促進して、核となる地域リーダーや農業法人の育成、さらには営農集団の活動を支援します。

★2 環境負荷軽減の推進（改）

環境に負荷を与えないため、化学肥料や農薬の使用量削減と有機農業を含む環境保全型農業の普及に取り組みます。

また、緑肥の導入や耕種農家が畜産農家の優良な堆肥を活用した土づくりなど、肥料コストの軽減を図ります。

3 農業所得の向上対策（改）

地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり550万円程度）、年間労働時間（同1,800時間程度）の水準の実現に向けて支援します。

このため、品質の高い農産物を安定的かつ効率的に生産できるような取組を通じて、所得向上を推進します。

4 農業経営の安定対策（新）

安定した農業経営を行うためには、生産資材（燃料、飼料等）は必要不可欠なものです。そのほとんどを海外に依存していることから、国際市況の影響を強く受けざるを得ません。

このため、関係機関と連携の上、必要な生産資材の安定供給や価格の高騰対策を図ります。

★5 農地の保全（新）

担い手への農地集積を図り、農地の円滑な貸し借りと経営規模の拡大を推進するため、厚木市都市農業支援センターを中心に、厚木市農地流動化奨励金交付制度による利用権設定のあっせん等を進め、貸付希望・借受希望双方の掘り起こしを行い農地の流動化を進め、遊休農地の発生防止及び解消を図ります。

また、近年、都市的土地利用により一部農地の減少が見られますが、土地利用の基準を見直し、優良農地の確保を図ります。

なお、市街化区域内の農地も関係機関と連携し保全に努めます。

さらに、農業用排水路等の農業生産基盤の整備により、良好な耕作条件を備えた農地の整備を推進します。

6 厚木ブランドの推進

地区特性をいかしつつ、厚木の農畜産物の知名度アップを図るため、新たな農畜産物のブランド化を進めるとともに飲食店等、販路開拓を促進します。

また、かながわブランド振興協議会、かながわ畜産ブランド推進協議会、かながわの名産 100 選選定委員会と連携してブランド力の強化・向上を図ります。

7 畜産経営の安定対策（新）

市内産畜産物の安全かつ安定的な供給に向け、畜舎の環境対策や家畜伝染病対策に取り組むとともに、畜産経営の体質強化に向け、関係機関と連携した生産から流通・消費に至る一連の事業への支援を通じて市内における畜産経営の安定を図ります。

8 6次産業化の推進

特産品の加工による付加価値化や農畜産物の生産ロスの解消、観光用土産物の開発等、6次産業化を推進するとともに、農業以外の業種からの参入による経営の活性化を図ります。

このため、加工品の製造には設備の導入や資格の取得など課題が多いことから、アイデアを実現しやすくするためのインキュベーション施設*として加工場を整備し、生産から加工、販売に至る一貫した経営指導を行うとともに、その自立を支援します。

*インキュベーション施設：起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。

9 鳥獣被害及び病虫害雑草防除対策の推進（改）

有害鳥獣に対する鳥獣被害の軽減を目指し、野生鳥獣の管理捕獲、地域との連携による環境整備（放任果樹の伐採、緩衝帯の整備等）、農業者が設置する獣害防護柵への支援など、鳥獣被害への対策を総合的に継続して講じるとともに、近隣自治体との「広域連携」による課題への取組を進めます。

また、市内水田において病虫害防除対策を実施するとともに、稲を食害するスクミリンゴガイ（通称：ジャンボタニシ）による被害や、多年草で特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウの繁殖域が広がりを見せていることから、関係機関と連携し、情報共有、防除の徹底等、被害拡大防止に向けた対策を推進します。

■目標指標

項目	策定時 (2016 年度)	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
認定農業者数	69 経営体	65 経営体	100 経営体
ブランド品目の充実	3 品目	10 品目	12 品目
利用権設定面積	89.4ha	147.1ha	150.0ha
遊休農地面積	36ha	9 ha	6 ha
有害鳥獣による被害面積	6.46ha	1.52ha	0.65ha
各地区の実情に合せたアクションプランの策定	0 地区	7 地区	7 地区

○農地の保全



整備した農業用排水路

○畜産経営の安定対策



豚の成育を確認する生産者

第2節 継承 ～厚木の未来につなげる農業～

1 後継者の育成・支援（改）

農業従事者の高齢化が深刻化していることから、農地や機械・設備等の有形資産とともに、技術・ノウハウ・人脈等の無形資産を経営継承する後継者が引き継いでいくための取組を支援します。

また、後継者の確保・育成を図るため、関係機関等により営農指導を行います。

2 新規就農者への支援（改）

農業委員会やJAあつぎとの連携で、厚木市都市農業支援センターを相談窓口として、新規就農希望者へ研修先や農地の紹介、就農後の経営全般へのサポート等、新規就農者の確保・育成を図ります。

また、農業経営基盤強化促進法に基づき、新規就農の青年等に対し、就農準備等に必要な資金を支援するとともに、就農環境対策として、農家住宅の活用を図ります。

さらに、厚木市都市農業支援センターが中心となり、かながわ農業アカデミー等関係機関と連携し、本市における各種就農支援策の情報提供を図ります。

3 女性農業者への支援（改）

女性農業者の地域農業への役割は大きく、特に女性農業者の経営関与と収益増加は比例することから、女性の力をいかした農業経営を促進していく必要があります。

また、JAあつぎ等の関係機関と連携し、新たな女性農業者の確保・育成を図るとともに、女性活躍のための支援を進めます。

4 農業技術等の向上対策（新）

関係機関と連携し、農業者が農業経営の改善に取り組む機会を設け、営農に関する技術や知識の習得を支援します。

★5 農福連携の推進（改）

働く意欲のある高齢者や障がいのある方などの農業分野への進出である農福連携への取組は、重要性を増していることから、農業者と福祉部門との連携による農作業支援や特例子会社の農業参入、農業者による雇用を促進します。

また、子ども食堂や買い物が困難な高齢者などに対して、市内産農産物を提供する活動を支援します。

★6 都市農業への理解の醸成（改）

地場農畜産物や農地の必要性を市民に伝えることは、農業を継続する上で重要な取組です。

近年は、農地の周辺から農作業に伴う粉塵等に関する苦情も寄せられていることから、都市農業を取り巻く環境に対する市民への理解を促進する必要があります。

こうしたことから、農業や農地が有する多面的機能等の大切さを市民に周知するとともに、市農業まつりの開催、大型直売施設である「夢未市」等のPR、市民農園等市民が参加できる活動を通じ、都市農業への理解の醸成を図ります。

また、米の調整作業などにおいては、周辺地域から籾の乾燥や籾摺り機の稼働による粉塵、作業音の発生により苦情が生じる場合もあることから、一貫作業を行う共同施設の整備に対して支援します。

7 ICTを活用したスマート農業の推進

栽培技術の向上と女性や高齢者等でも農作業が継続できるよう、ロボット技術やICT※の活用による超省力化や高品質生産に向けた新たな農業である「スマート農業」の普及推進を図ります。

※ICT：農業分野のICTは、スマートフォンなどを活用してビニールハウスの温度やCO₂濃度等を管理することにより、農作業の省力化と取量や品質の向上等が見込まれる技術。

8 多面的機能の維持・発揮（改）

農業や農地は、農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、自然環境の保全や良好な景観形成などの多面的機能を有しております。

このため、関係機関と連携し、地域の共同活動に対する支援など、農業や農地の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

■目標指標

項目	策定時 (2016年度)	現状値 (2021年度)	目標値 (2027年度)
新規就農者数	6人(延べ)	25人(延べ)	26人(延べ)
農福連携の実施件数(施設数)	0件	0件	3件
多面的機能支払交付金の活用	0箇所	2箇所	3箇所

※新規就農者数：次世代を担う農業者となる者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付した人数。

○農福連携の推進



農業者と福祉施設との連携により実施する農作業

○ICTを活用したスマート農業の推進



複合環境制御装置（低コスト耐候性ハウスに設置）

第3節 共存 ～豊かな厚木をつくる農業～

1 地産地消の推進（改）

地産地消の拡大のためには、消費者ニーズに応じた新鮮な農畜産物の供給と愛着を高める必要があることから、農業者と市民との交流促進や積極的な情報発信、厚木ブランドの確立、市民の市内産農畜産物に対する購入意欲向上のための取組など、地産地消の環境づくりを推進します。

また、直売所や学校給食などでの利用拡大を推進します。

2 食農教育の推進（改）

市民が農業に親しむ機会を積極的に創出するとともに、関係機関と連携の上、未就学児童や小・中学生への食農教育だけではなく、大人（子育て世代、シニア世代など）への食と農に対する理解を深める取組を推進します。

★3 カーボンニュートラルの推進（新）

国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、省エネ型施設園芸設備の導入やバイオマスの活用など、温室効果ガス削減に向けた取組を推進します。

4 農業を体験する機会の提供と体験型農園の推進（改）

市内で生産される農産物への興味を深めていただくため、農業を体験する機会を積極的に提供するとともに、農地の保全と後継者育成や技術の継承、安定収入確保のため、農業者が作付け計画から技術指導で一連の工程を管理運営する体験型農園の開設を支援します。

★5 観光との連携や観光農園の推進（新）

市内にある観光農園のPRと「広域連携」による様々な観光資源を結びつけたメニューを提供するとともに、いちごや梨、ブドウなどの収穫体験ができる観光農園の運営や施設整備を支援します。

6 多様な取組による農畜産物の提供（改）

生産者と飲食店やスーパーマーケット等とのマッチングによる販路の確保を図るため、安定的な価格で継続取引ができるマーケットインの発想をいかし、需要者と生産者双方の要望をとりまとめて新たな契約につなげる取組を支援します。

また、高齢者等の買い物支援を目的とした移動販売車の運行や地域の直売所の運営を支援します。

7 防災機能の発揮（改）

都市部の農地は、災害発生時において避難場所や復旧用資材置場など、多様な役割を果たすため、防災協力農地としての指定を促進し、継続して保全していきます。

■目標指標

項目	策定時 (2016 年度)	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
学校給食への地場農産物の提供回数	小学校給食月 2 回程度 中学校給食月 2 回程度	小学校給食月 2.1 回程度 中学校給食月 2.1 回程度	小学校給食月 4 回程度 中学校給食月 4 回程度
農業体験型市民農園数	1 箇所	3 箇所	5 箇所
防災協力農地指定件数	0 件	49 件	222 件
マーケットイン契約件数	0 件	0 件	5 件

○地産地消の推進



市民朝市



市内畜産団体から保育所に贈呈された豚肉を利用した給食

○食農教育の推進



小学生による田植体験

○観光との連携や観光農園の推進



農産物の収穫体験や購入ができる観光農園